

(二六) 向井将監書状(堅紙) 三三・六×四六・〇

今朝寺志州、濃州之相伴ニ參候て、たれも候ハナ候まゝ貴殿之御事我々存候ニ具ニ申候得へ、たとへ御かまい候共、御しのひにてはりまのあたりニ御入候へと御申候間、私申様ニハ只今ハ少も御ちそうふり御無用ニ可被成候、併伏見あたりには被罷有候者、御かうりよく被成よく候へんかと申候へハ四五十人さまかないへ可被成候由ニ候、以来之管も究申候、委可申入候へとも有左右口より申候間、先々早々ニ申入候、委細之事ハ懸御目可申達候、恐惶謹言

二月廿五日

忠(花押)

(折封ウハ書)

(割印)

菅権之介様人々御中

向井将監

(二七) 向井将監書状(折紙) 三三・四×四八・〇

猶々以便を不申入御無沙汰仕候、此方種々御仕置共御座候間朝夕隙無之候、以上、

幸便之間一書令啓候、節々御状被下候得共、御報不申入無音之様ニ罷過候、仍貴殿御事荒尾但馬殿精ニ入不申候と見へ申候、新太良年寄衆へハ酒阿州を以被入精ニ候様ニと申達候間、可御心易候、佐久間備前殿我等も參談合可申と存候、少も無沙汰ニハ不存候、漣三九など拙者ニ被申候へ、荒内匠貴殿之御事右ノ悪敷被存候由申候間、新太郎殿ノ但馬殿を以被仰候儀、はか不參候と存候、猶重而可申入候、恐惶謹言

十月六日

向井将監

忠勝(花押)

菅権之助様御報

寛永拾年

霜月廿八日

乾兵部太輔実名判 (直幾)

和田飛彈守 (三正)

荒尾志摩守実名判 (嵩就)

荒尾内匠助実名判 (成利)

菅権之助殿

(三〇) 和田飛彈守・荒尾主計頭・荒尾大和守連署状(折紙二紙)

三三・六×四八・八(二紙とも)

一筆申入候、然者御鷹鶴御拜領ニ付、江戸ノ御飛脚夜前令到来候、就夫、御礼之御使者、家老脇之もの御差下候様ニと申来候付、貴殿可然由御意ニ候間、道中成程御急、今日十五・六日頃ニ江戸下着候様ニ尤候、
一江戸ノ申来候へ、右之御礼之御使者、当地罷立候日ノ江戸迄十日之内ニ參着可然と申来候付、右之通御急候様ニと申入事候、御前ノ御使者へいつも八日ふりニ參着之由ニ候、安藝ノ御使者八・九日ふりニ下着候様ニと江戸御留守居中ノ申入由、此方御留守居中ノ申来候間、貴殿儀必今月十五日・十六日兩日之内江戸可有御下着候、
一年頭之御使者ニハ太田式部被仰付、明後八日ニ罷立候、貴殿へ渡し申候御書并覺書之分不残江戸ニ御可有御渡候、
一此度貴殿御持參候御書并覺書、今日相調、明日ハ早々可指越候間、御請取可有候、委細其節可申達候、將亦、右之飛脚ニ御奉書御請遣候間、成程急江戸へ罷通候様ニ可被仰付候、三人之内一人ハ此方へ罷歸管ニ候間、右之御返事待入候、恐々謹言

(慶安元年) 極月六日

和田飛彈守

(三信か) (花押)

荒尾主計頭

(宣就か) (花押)

荒尾大和守

(成直か) (花押)

菅平右衛門殿

(二八) 向井将監書状(堅紙) 三五・四×五二・三

猶々新けい・福嶋にて御かせき之様子残所無御座有躰之様子、八幡ノ御年寄衆へ具ニ申上候、上福嶋ノ天満のかたへ御こし候儀もよく見申候、何時も御せんさくも候へ、私せう人ニなり可申候、以上、

先日已後者不懸御目御床敷存候、然者今度新けい・福嶋・五分一之様子我等共方之舟手之内ニ而ハ新けいニ而も我等一番ニ參候、福嶋へも殿前ニ參候、又福嶋にて舟取申候儀貴様湖底御覽被成候、ふくしまニ而取申候舟ハ何も敵のり候而居申候舟にて御座候をおいとし取申候、貴様など被成取成も右之通りニ而御座候、其後五分一・せんは・天満はしあたりにてひろい申候舟ハ敵のり不中候而なかれふねをひろひ申候、其様子も貴様御存知可有候、又上福嶋へなかれ被成候儀貴様と若狭殿ノさきハ無御座候、何時も以来之證人ニ我等可罷成候、恐惶謹言

極月三日

正勝(花押)

(折封ウハ書)

菅権介様 人々御中

向井将監

(二九) 菅権之助宛知行方目録】写

二七・九×七四・三(二紙継)

知行方目録

- 一高式百四拾石八斗八合 因幡国八上郡小河内村
- 一高五拾式石四斗七合 同国同郡 神馬村
- 一高五百八拾七石式斗五升九合 同国同郡 佐賀村之内
- 一高五百拾四石七斗六升八合 伯耆国相見郡上柏尾村
- 一高八百拾八石六升 同国河村郡 長江村
- 一高七百六拾石三斗六升七合 同国久米郡 曲村
- 一高式拾三石式斗八升 同国同郡 北尾村之内

都合參千石 但物成割ニ付高不足有

右以来勝五郎様御直判可有御頂戴者也、

(三一) 和田飛彈守・荒尾主計頭・荒尾大和守連署状(折紙)

二九・二×四四・九

昨日以飛札如申入候、貴殿儀ハ、御鷹之鶴御拜領被成、御礼之御使者ニ御越候様ニとの御意候間、路次成程御急、来ル十五日・六日必江戸へ可有御下着候、其段先書ニも申入通候、御書共目録之通、此度差下候、并覺書御進上候間、儘可有御請取候、寒天之刻御苦勞令察候、恐惶謹言

(慶安元年) 十二月七日

和飛彈守

(三信) (花押)

荒主計頭

(宣就) (花押)

荒大和守

(成直) (花押)

菅平右衛門殿

(三二) 池田綱清御書 四二・一×五七・〇

其方事、来年爰許屋敷為留守居罷下勤仕尤候、委曲池田日向可速候、謹言

伯耆

綱清(花押)

(貞享四年) 九月十八日

菅隼人殿

(三三) 菅舎人宛知行目録】写 二七・七×九二・五(五紙継)

目録

- 一高式百四拾石八斗八合 八上郡小河内村
- 一高五拾式石四斗七合 同郡神馬村
- 一高五百八拾七石式斗五升九合 同郡佐賀村
- 一高八百拾八石六升 河村郡長江村
- 一高七百六拾石三斗六升七合 久米郡曲村
- 一高式拾三石式斗八升 同郡北尾村

一高五百拾四石七斗六升八合 会见郡上柏尾村
一高武石六斗五升七合 物成割付・高不足
高合三千石

内 四百五拾石

菅権左衛門

右領知御判之御折紙、今度所被遣之也、仍目錄如件、

元祿二年正月廿二日

池田日向印判(之信)

乾 甲斐印判(長義)

和田式部印判(三信)

荒尾志摩印判(秀就)

菅倉人殿

(三四)池田吉泰知行充行判物(折紙) 四一・七×五七・〇

因幡・伯耆兩國之内・高参千石別録在 紙事充行之訖、全可令領知之状如件、

享保十一九月廿六日

吉泰(花押)

菅伊勢殿 (上包紙あり、別紙目錄なし)

(三五)池田重寛知行充行判物(折紙) (三六)同上写 四四・五×五八・二

因幡・伯耆兩國之内・高参千石別録在 紙事充行之訖、全可令領知之状如件、

明和三十二月廿四日

重寛(花押)

菅肥前殿 (上包紙あり、別紙目錄なし)

(三七)池田治道知行充行判物(折紙) (三八)同上写 四四・六×五七・三

因幡・伯耆兩國之内・高参千石別録在 紙事充行之訖、全可令領知之状如件、

寛政二九月廿七日

治道(花押)

菅集理殿 (上包紙あり、別紙目錄なし)

(中納言)の補佐役山口正弘である。文中に菅仁三郎が番船を伐捕した事について「神妙之旨可申聞候」とるので、菅氏にも朱印状が伝えられたものであろう。先にもふれた慶長三年八月五日付の菅仁三郎宛の小早川秀秋知行宛行目録の存在からして、慶長二年の段階で仁三郎は小早川秀秋の家臣になつていたのでなからうか。二三郎と仁三郎は同一人と考えてよい。

(九)この文書も慶長二年のもので推定される。冒頭に「松野主馬先」とある。「先」は「允」の誤記かとも考えられるが、松野主馬は「松野系図」「松野家譜」(当館保管「多田家文書」)によると松野主馬正重元と推定される。松野重元は天正一三年秀吉に取立られ、後に秀吉が七人の児姓を小早川秀秋に附けるが、その一人として秀秋に仕たという。天正一九年ごろのことらしい。その後、秀秋が病死するまで側近にあつたという。秀秋の死後は駿河大納言忠長に仕え、忠長滅亡後は、越後村上の本多忠義に預けられ、本多の移封に従い奥州白河で明暦元年に没したとしている。

(一〇)慶長三年正月一七日に発せられた朱印状である。菅氏は蔚山籠城戦に後陣として出陣したが、明・朝鮮軍はすでに撤退し戦陣には参加しなかつたが、その後の処置を指示している。三郎兵衛尉は長子和泉、右衛門八は三子の権之佐であらう。

(一一)慶長三年の一〇月一六日の文書である。八月一八日秀吉の死去により、豊臣氏五大老は在朝鮮の諸將に和を講じて帰国することを指示した。同日付の全く同文の脇坂中務少輔安治宛の五大老連署状が大阪城天守閣に所蔵されている。

(一二)(一三)菅修理宛の文書である修理は平右衛門尉道長の二子仁三郎のことであり、後に若狭と称している。岡山中納言は小早川秀秋のことであり、差出人は中道石と木因坊と読んだ。花押など他の文書との比較検討は十分でないが、木因坊を木因坊算砂、中道石はその弟子の中村道碩と推定した。年代については小早川秀秋が備前岡山城主であった慶長五年から六年の間と推定した。

(一四)田中健氏は平右衛門尉を入道道長でなくその三男権之佐ではないかと推定される。とすると、宮内は権之佐の子ということになるのであるか。しかし、慶長八年という年代からして、平右衛門尉は道長、宮内は権之佐と

(三九)池田齊稷知行充行判物(折紙) 四四・六×五七・二

因幡・伯耆兩國之内・高参千石別録在 紙事充行之訖、全可令領知之状如件、

文化十一年十一月五日

齊稷(花押)

菅権之佐殿 (上包紙あり、別紙目錄なし)

(四〇)菅氏系図 二七・一×一九・六

(半紙四枚袋綴の堅帳、内容省略)

5 菅家文書補説

(一)この秀吉朱印状は、「右船共、来年二月中ニ至于伊勢嶋(志摩)可令着岸者也」とあり、十二月五日付となつてのことからして天正一七年のもので、秀吉が小田原征伐の前年に発給したものである。水軍としての菅氏の位置をよく示す史料である。

(二)この秀吉朱印状は文祿元年のもので推定される。苦戦の水軍に対し、警固船奉行としての任務の遂行を命じている。

(三)文祿二年二月九日の朱印状で、三月には秀吉自身渡海して全軍の指揮をとることをのべており、その準備を命じたものである。

(四)(五)両通とも文祿二年と推定される。菅平右衛門・同二三郎に帷子を与えて朝鮮在陣の勞をねぎらっている。二三郎は平右衛門の二子若狭のことであらう。

(六)この朱印状は文祿四年のもので推定される。朝鮮在陣の勞をねぎらうとともに、番替人数・兵糧舟を送ることを報じている。

(七)「慶長二二月廿日」とあるから慶長の役に関する文書である。この頃將兵の逃亡があり、部下の統制について指示したものである。

(八)この朱印状写しも慶長二年のものである。山口玄蕃頭は、小早川秀秋

する兵庫県史編纂室の推定が合理的であらう。

(一五)

(一六)慶長一九年一月一日と推定した。「猶々今朝之御目見」というのは、一月一日、忠継が二条城で家康に謁見したことをのべているものである。

本文は、荒尾但馬成房が安養寺内蔵に、菅権之佐が捕えた大坂方の舟子、上乘の処置を指示したものである。

(一七)これも慶長一九年と推定した。(一六)の文書の内容と関連するものである。三沢九郎左衛門については確証はないが喜多村織部は忠継家臣である。

(一八)荒内匠は、荒尾内匠介成利である。これも慶長一九年であらう。

(一九)この書状も慶長一九年であらう。権之佐の捕えた大坂方の船員の穿鑿の結果を知らせたもので、武蔵守利隆の陣へも知らせる様に指示している。

(二〇)これも慶長一九年であらう。三九郎左は三沢九郎左衛門である。伊大蔵について兵庫県史編纂室は「伊木大蔵か」と推定されているが、この伊はむしろ伊吹大蔵ではなからうか。『伊吹源太家譜』によると慶長一六年御側詰として輝政に召出されるが、その死後は「忠継様御供仕、備前岡山江籠越、大坂御出陣之節父子共御供仕候」とあり、元和二年の知行高は千石である。

この書状は、大阪伝法川口での番船を嚴重にすることを命じたものであるが、利隆の水軍として兄若狭も同様の任務に當っている。ところで猶々書にある「九長門殿儀でんほ川口へ御越延引ニ付て、先刻之御折かミ参由ニ候」というのは、伝法川口番船として幕府は船奉行向井將監忠勝および志摩島羽城主九鬼長門守守隆を派遣するが、途中難風にあい着陣がおくれたことをい

ったもので、向井は一六日、九鬼は一七日にそれぞれ着陣している。(『寛政重修諸家譜第百三』『武徳編年集成』)

(二一)この感状は、菅家の『家譜』にも採録されているもので、慶長十九年である。「今度上福嶋乗取候」というのは、一月一八日の「幕下ノ水軍新家居村ノ敵再ビ合戦シ利ヲ得テ野田福島新家居ノ三箇所ノ間ニ屯シ」(『武徳編年集成』)という合戦に、幕府水軍とともに戦った菅権之佐に与えられたものである。

(二二・二三・二四)この三通の良正院局の書状は、三日・十三日・廿七日と日付だけで年月は不明であるが、一応慶長一九年十一月と推定される。この三通は二紙の包紙に一括して包まれているが、その包紙に「御局より之文三通」とあり、良正院様御局より御陣羽織拜領之文三通」と記されている。

良正院は、池田輝政の後室である。徳川家康の女、普宇姫・督姫と称した。最初北条氏直に嫁し、北条氏滅亡後輝政に再嫁した。慶長一八年輝政の死去後、尼となって良正院と号した。元和元年二月京師で病死した。知恩院に葬り、追善のため塔中良正院が創建された。忠継・忠雄・輝澄・政綱・輝興等の生母である。良正院と菅権之佐の関係について明らかにし難いが、権之佐は戦況を良正院のもとへ手紙でしばしば知らせており、その返事である。

(二五・二六・二七・二八)四通とも向井将監の書状である。向井将監は幕府の船奉行向井将監忠勝である。四通とも花押は異なる。(二七)の花押の上の名乗は「忠勝」と読める。また(二六)のそれは最初の一字は「忠」と読め、(二八)の名乗は「正勝」である。四通とも年代は明らかでないが、(二〇)でものべた大阪伝法川口から新家居、福島合戦に関する内容であるから慶長一九年一月から一・二年間のものであると推定される。(二八)では「貴殿様と若狭殿よりさきは無御座候、何時も以来之証人ニ我等可罷成候」「何時も御せんさくも候へ、私せう人ニなり可申候」とのべられており、向井将監が権之佐の新家、福島合戦での戦功の証人になることを約している。

(二五・二六・二七)の三通は、権之佐が戦功の吹聴ないしは、將軍家等への取次を依頼し、それに応じて行動した向井の返書であり、菅氏が池田家臣として定着していく過程を示す史料としておもしろいものである。(二九)御国替直後に出された知行方目録の写である。この時は、藩主光仲の知行充行判物を出されていない。光仲の判物は「右、以来勝五郎様御直判可有御頂戴者也」とのべているが、慶安三年にはじめて与えられている。(三〇・三一)両通とも慶安元年一二月の家老三名の連署状である。内容は兩通とも御鷹鶴拜領の御礼使者として江戸下向に関する者である。慶安元年は藩主光仲が公式に帰国した最初の年であった。(三二)『家譜』によるとこの一通は貞享四年九月一八日のものである。伯耆

網清は二代藩主伯耆守綱清である。江戸御留守居詰を命じたものであるが、様式的には直状形式に近いもので、藩主直書とでもすべきかも知れないが、当時このような文書を「御書」とよんでいたようなので、ここでは御書という呼称をあいまいながらも残しておいた。

ところで、江戸留守居詰または他所への使者を命ぜられる場合証人上の四家(福田・安養寺・矢野・菅)に対しては、藩主が直接に口頭かあるいはこのような御書をもって命ずるのが慣例であった。このような格式と示す慣例が次第に行なわれなくなり、証人上の土席に大寄合が設けられるなど証人上の格式の低下が享保期以降明らかになり、証人上四家は格式維持のため宝暦九年以来二〇数箇条にわたる申し入れを行なっている。

(三三)元禄二年正月二二日出された池田綱清の知行充行判物に附随する知行方目録の写である。判物は残っていない。(三四)三代藩主池田吉泰の知行充行判物である。知行方目録は残っていない。(三五・三六)五代藩主池田重寛の知行充行判物とその写である。これも目録は残っていない。(三七・三八)六代藩主池田治道の知行充行判物とその写である。目録は残っていない。(三九)八代藩主池田斉稷の知行充行判物である。目録は残っていない。(四〇)菅氏系図

6 菅家について

田鳥取藩主菅長太郎家は、菅権之佐を初代とし九代長太郎まで続くが、明治六年以後については明らかでない。「菅長太郎家譜」(当館蔵、鳥取藩池田家史料)によって菅家の概略を記しておく。初代、権之佐(初名右衛門) 正保元年一二月死去。二代、平右衛門(初名長門) 正保二年二月家督。慶安三年二月死去。三代、舎人(初名長太郎・兵部・権之佐・隼人) 慶安三年三月家督、元禄一一年一二月二日死去。

四代、伊勢(幼名岩之助・權之助・下総) 元禄一二年正月二八日家督。宝暦一二年一二月二日死去。
五年、舎人(幼名重之助・徳千代・和泉・肥前) 宝暦一三年正月一九日家督。天明二年八月二日隠居。
六代、隼人(舎人養子、実は岡山池田家中伊木長門弟・隠居後若水) 天明二年八月二日家督、文化三年八月十三日隠居。
七代、權之佐 文化三年八月十三日家督。弘化元年八月一〇日死去。
八代、隼理(權之佐養子・初名増之丞) 弘化元年一二月七日家督、安政四年一二月二〇日死去。

九代、長太郎 安政五年三月二七日家督。菅家には二家の別家がある。一家は、初代権之佐の弟忠佐衛門(菅平右衛門尉道長五男)家で、権之佐の知行三千石のうちをもつて四五〇石を分知され、八代権九郎まで続く、他の一家は、別家忠左衛門家の二代目忠左衛門の二男権太郎が、池田光仲の御児小姓に召出され、別家に取立てられた。代々六人扶持五五俵であったが、五代佐賀之助(後権右衛門)が、文政三年、新知二〇〇石を給与され、七代相賀まで続いた。

菅長太郎家は、知行三千石で代々変らず、格式は証人上であった。証人上とは、「番頭中の筆頭四衆を証人上と言ふ。福田・菅・安養寺・矢野これなり。祿高は二千石より三千五百石に至る。着座の次席なりしが、大寄合席設けらるるに及び、第三位の格式となれり。証人上の名は、御国替時、幕府に証人を差出したる家筋たるに因る。尤も当時証人を出したるは、此四家のみならず、家中高祿者十家よりこれを差出せり。」(『鳥取藩史』第二巻職制志)というもので、着座家つまり家老職に就職する六家(後には十家になる)につく重臣である。

ところで、『家譜』では、菅家が池田氏に召抱えられたのは慶長年中のこととしている。池田氏にとつては、むしろ新参の家臣である。しかし、鳥取池田家の家臣団から見ると、この期の召抱え家臣はかなりの比重になる。そこで、菅家文書を理解する上からも、菅家の出自、池田氏への臣従の過程を『家譜』等により略述しておく。『家譜』は冒頭に菅家の出自を次のように述べている。「菅原拾六代之後胤東坊城正二位参議菅原長遠卿男元長、始而武家に相成り、

右元長係菅平右衛門尉人道道長、始而淡路之國ニ住居仕、其党九鬼・久留嶋・船越・加治・内野・藤等身共ニ海賊身成テ武ヲ試ミ、後秀吉公ニ仕ヘ祿老万五千石ヲ賜リ、文祿元辰年、依命船手を承り候而、同人倅菅和泉・菅若狭・菅權之佐身共ニ朝鮮江渡海」とある。これによると、菅平右衛門尉道長が菅家の当面の始祖といえるが、その平右衛門尉については、淡路の海賊衆であったこと、秀吉に仕えてその息子とともに文祿・慶長の役に従軍したこと以外には明らかでない。しかし、『武徳編年集成』(二八)の天正一二年三月一八日の条に「海上ヨリハ土佐ノ長曾我部方淡路ノ菅平右衛門、同三郎兵衛船二百艘ニテ堺津ニ働ク所、岸和田ノ城ヨリ其兵三千ヲ分テ遣ハシ是ヲ防ントス、四國ノ海賊退キ去ル」とある。根来・雑賀の一揆が岸和田城を攻めた時のことである。菅は長宗我部の水軍として秀吉に敵対している。したがって「四國の海賊」といわれたのであろう。

田中健夫氏は、諸史料にあらわれた天正一〇年から一二年の菅氏の動向を(一)菅氏は淡路洲本の小豪族であった。(二)その勢力は、真鍋氏(真鍋真入齋貞成)と匹敵するくらいの規模で、代々同氏とは海上で勢力を争っていた。(三)兵船二百艘、兵員一〇〇〇位を動員し得る勢力であった。(四)秀吉に敵対する行動をとる、海上出動にあたっては、四國の長宗我部氏とともに行動していた。と整理し「これらの諸点を総合して考えると、菅氏が中世海賊衆の典型に属する豪族であったことはまずまちがいない」とのべておられる。(昭和四七年四月『海軍史研究』一八号「菅流水軍の祖菅平右衛門尉道長の生涯とその史料」)

天正一三の根来・雑賀の一揆討伐と四國征伐、一五年の九州征伐、一八年の小田原征伐を契機として秀吉の海上勢力は次第に拡大されるが、天正一二年の時段階で秀吉に敵対する四國の海賊衆であった菅氏も、天正一五年九州征伐の時には秀吉麾下の有力な水軍の将の一人になっていた。(前出田中氏論文)したがって、文祿・慶長の役には、菅氏は一族をあげて終始一貫船手の将として行動することになる。菅家文書の一から一までの一一点はこの間の動静を示す史料である。

文祿・慶長の役以外に、菅氏が秀吉政権下でどのような処遇を受けたか明らかでない。『家譜』では、「秀吉公ニ仕之祿老万五千石ヲ賜リ」とあるが、それを示す史料はない。朝鮮の役後について『家譜』は、「関ヶ原御陣之後致仕、

尼ヶ崎ニ住居仕候、権現様関ヶ原御勝利以後大坂の御城江入御、秀頼公江御
対御座候節、於伏見ニ権現様江父子四人御目見申上、和泉義大坂冬御陣御和陸
之後、故有テ自亡仕候、若狭儀関ヶ原御陣之後金吾中納言秀秋卿江仕、金吾之
家滅亡之後、輝政様江被召出、御知行三千石賜り、病死後嫡子無御座、一代ニ
而家絶仕候」とあり、つづいて菅長太郎家の初代である権之佐の事歴を次のよ
うに記している。権之佐は平右衛門尉道長の第三子である。

「慶長年中関ヶ原御陣之後、輝政様江御知行三千石ニ而被召出候、
右平右衛門尉四男平兵衛義、兄権之佐御知行三千石之内を以五百五拾石分ケ
遣し、輝政様江被召出、二代目平兵衛儀嫡子無御座、家絶仕候、
同五男忠左衛門初名次郎大夫兄権之佐御知行三千石之内を以四百五拾石分ケ
遣し、輝政様江被召出、菅直之進家ニ御座候。」
以上が、『家譜』に見える、秀吉の有力な水軍の将の一人であった菅氏の関ヶ
原の役以後の動向である。菅氏の歴代を整理すると次のようになる。

菅和泉
菅若狭
菅権之佐(初名右衛門) 一平右衛門
菅半兵衛 一平兵衛
菅忠左衛門(初名次郎大夫) 一忠左衛門
菅平兵衛 一平兵衛
菅半兵衛 一平兵衛
菅忠左衛門(初名次郎大夫) 一忠左衛門
菅平兵衛 一平兵衛
菅半兵衛 一平兵衛

これ以外に菅家文書の中には三郎兵衛尉・二二郎・仁三郎・修理・右衛門八・
宮内等の名が見える。三郎兵衛尉は長男和泉に、二二郎・仁三郎・修理は次男
若狭に、右衛門八は三男の権之佐に推定できる。(前出田中氏論文参照)しか
し、宮内(一四番の文書)については、田中氏は三男権之佐の子を推定される
が、兵庫史編纂室は権之佐と見る方がよいとして見解が分れている。

菅平右衛門尉道長父子は関ヶ原の役で西軍について失領したといわれる。
(松平年一・高柳光寿著『戦国人名辞典』)『家譜』はこれについては何もの
べていない。ただ、関ヶ原の役の後、家康が大坂城へ入城した九月二日ごろ、
「於伏見ニ権現様江父子四人御目見申上」とのべている。父子四人は、平右衛
門尉道長と長男和泉・次男若狭・三男権之佐の四人であることはいままでもな
い。ところで、この後の四人の動向は、長男和泉は大坂冬の陣の後「故有テ自
亡仕候」とある。二男若狭は「関ヶ原御陣之後金吾中納言秀秋卿江仕」とある

料は、多少表現は異なるが多くが写本として伝えられて、鳥取・岡山両池田家の
文書の中に存在する。当館所蔵史料の中に「從三位宰相池田三左衛門尉源輝政
公播磨路御代分限帳 播磨備前淡路三箇国高百萬石余」と題する写本がある。
内容については他の写本と比較検討を要する点もあるが、これによると、「菅
権之佐二千石、菅半兵衛五百五拾石、菅忠左衛門四石五拾石、メ三千石人数三
人」とあり権之佐の肩書に「取次伊丹豊後」とある。権之佐を組頭とし弟二人
を組士とした形式で記載されている。菅若狭は、監国として備前に居た池田武
藏守利隆に従った家臣の方に「一、三千石菅若狭、四百石菅久左衛門、三百石
同平内、同庄野六郎兵衛、同安宅次郎左衛門、メ四千三百石 組侍四人此知行
千二百石、外ニかこ百人」とあり、若狭の肩書に「前主岡山中納言殿」とある。
若狭については、「かこ百人」が附されており備前に派遣された利隆軍の主要
な水軍であったといえよう。

一方、輝政の軍に属した権之佐は、組士二人という小規模ではあるが組頭と
して扱われているものの、池田家本来の水軍は中村隼人(二千石)であり、
中村には組士三七人の外に「鉄砲五十挺、歩行持三拾人、舟頭五拾人、かこ五
百人」が附けられている。したがって、水軍としての権之佐組はそれほど大き
な役割ではなかったといえよう。

慶長十八年五月二十五日、輝政が病死し、その遺領を長男武藏守利隆、次男左
衛門督忠継、三男宮内少輔忠雄が播磨・備前(播磨のうち佐用・実栗・赤穂の
三部も含む)淡路と三分して相続した。この相続にともなう、輝政家臣団も
三分し再編成された。この時、すでに利隆に従って備前に居た菅若狭は、利隆
家臣となり、権之佐は弟とともに忠継家臣となり備前に移った。池田家本来の
水軍である中村隼人は、利隆家臣に組み入れられている。

利隆家・忠継家と主君を別にしたが、菅一族が水軍として再び活躍したのは
大坂冬の陣であった。『池田家履歴略記』は、慶長十九年の条に「大坂川口へ
西園より入こむ船政として池田家より番船を置く。隊長ハ菅若狭、同組与力船
奉行岸越中、外ニ中小性十人是に加る」とある。九月下旬のことである。これ
より先、幕府は、大坂城の豊臣勢力に対する前線基地である尼ヶ崎の補強のた
め代官として池田越前守重影を派遣するとともに、姫路城主利隆・岡山城主忠
継に派兵を命じ、それぞれ宮城筑後、南部越後の一隊を尼ヶ崎へ出兵させた。

が、仁三郎・修理を若狭とすると、若狭の小早川秀秋への奉公は、大坂城天守
門所蔵の「菅仁三郎宛小早川秀秋知行宛行目録」からすれば、少なくとも慶長
三年となり、関ヶ原の役以前のことで、『家譜』の記述には疑問が残る。小早
川秀秋家滅亡後輝政へ召出されたというから、若狭の池田家への仕官は早くも
慶長七年暮か八年のことである。

三男権之佐は「慶長年中・関ヶ原御陣之後、輝政様江御知行三千石ニ而被召
出候」とある。関ヶ原の役の後の五人の息子の動向はそれぞれおぼろげながら
明かであるが、平右衛門尉道長については、「関ヶ原御陣之後致仕、尼ヶ崎ニ
住居仕候」とあり、先にのべたように、慶長五年九月、父子四人で家康に謁見
したというが、その後の去就が明らかでない。藤堂家の家譜である喜田村矩常
編輯『公室年譜略』によると慶長十九年一〇月に、先手足輕大將の中に「菅平
右衛門」の名が見え五千石を領していたとあるという。(田中氏論文・『戦国
人名辞典』)この菅平右衛門を平右衛門尉道長として、『公室年譜略』によれ
ば、平右衛門は藤堂家に仕え、大坂冬の陣で大坂城堀埋めの作業を拒否して切
腹を命ぜられていた。長男和泉も同じく大坂冬の陣で「故有テ自亡」したこと
になっているが、先にのべた菅宮内の問題を考える時、この平右衛門・和泉
の動向には幾分疑問が残るといえる。

関ヶ原の役後、菅一族は藤堂・小早川・池田の諸大名に分散して仕え、中世
海賊衆としての菅党はこの段階で衰退することになる。とはいえ、関ヶ原の役
後播磨に入国し、やがて備前・淡路を領有する池田家は、三男の権之佐ととも
に四男半兵衛・五男忠左衛門を召抱え、さらに、小早川秀秋に仕えていた次男
若狭も召抱えており、海賊衆菅党は播磨の大名池田氏の家臣として、とくに瀬
戸内海の要地を領有する西園の大大名の水軍として存続するのである。

菅一族の池田家への仕官は、関ヶ原御陣の後とあるだけで何年のことか明ら
かでないが、三男権之佐が早いといえる。一四番の文書の平右衛門尉・宮内の
関係の確定をしばらくおくとしても、慶長八年一〇月以前であるといえよう。
若狭は、慶長三年以前に小早川秀秋に仕官しており、関ヶ原の役後、致仕して
尼ヶ崎に住居していた平右衛門尉道長には権之佐以下の息子が付いていて、少
なくとも権之佐以下の息子が池田輝政に召出されたと考えられる。
ところで、「播磨御代輝政公侍帳」という慶長一八年の史料がある。この史

十月十九日、利隆は姫路を出発し翌二〇日には西宮に陣を構へた。二〇日には
岡山の忠継も、鶴殿大將を留守居にして、兵七千をひきいて出兵した。荒尾内
匠介・和田老岐・津田将監等が先陣、荒尾但馬・安養寺内蔵允が後陣を進み、
摂津三田に陣を構へた。

十一月一日、忠継は二条城で家康に謁見しているが、一六番の荒尾但馬書状
で「今朝の御目見」云々といっているのはこのことをさすものであろうし、一
七番の文書の中に見える「京都御目見え儀御仕合一段らく」というのもそれで
ある。菅若狭・菅権之佐ともこの間のくわしい動向は明らかでないが、一六番か
ら二〇番までの文書は権之佐の水軍としての活躍を示す史料である。二〇番の
文書でみるように、権之佐は十一月はじめから中旬にかけて、大坂の伝法川口
の番船にあたり、志摩島羽城主丸鬼守隆や幕府船奉行向井忠勝とともに、大坂
への入船を検していたといえる。この番船は、『池田家履歴略記』が九月下旬
のこととして記している菅若狭を隊長として大坂川口へ池田家が番船を置いた
ということに符号するもので、若狭・権之佐とも伝法川口番船として三カ月近
く滞陣していたといえる。

大坂冬の陣が終って二カ月、元和元年二月二三日、池田忠継が病死する。こ
の月の初めには、忠継・忠雄の母良正院も京都で病死している。幕府は兄利隆
および美作津山城主森忠政に、とりあえず備前の仕置を命じたものの、忠継家
中の動向は大きかったであろう。四月には大坂夏の陣がはじまる。忠継の跡は、
処置が決定するのは、夏の陣が終って、六月二十八日であった。忠継の遺領は、
弟の淡路由良城主忠長(後忠雄)が岡山城に入ってこれを嗣ぐことになり、忠
継家臣も忠継家臣に組みこまれることになった。したがって忠継の家臣であつ
た権之佐は忠継家臣となるが、二四番から二七番の菅権之佐宛向井将監の書状
は、忠継から忠長へと権之佐が臣従していく過程が、単純でなかったことをう
かがわせる。

一方、利隆の家臣となつた若狭の大坂冬の陣以降の動向を知る史料はない、
『家譜』は、「嫡子無御座一代ニ而家絶仕候」とあり、若狭家は絶家したこと
になっている。ただ、その後の岡山池田家家中に菅姓が二家あり、そのうちの
菅惣兵衛家が若狭と関係あったという。(前出田中論文)したがって、中世海
賊衆としての菅氏の流れは鳥取池田家家中となつた権之佐流に伝わったといえ

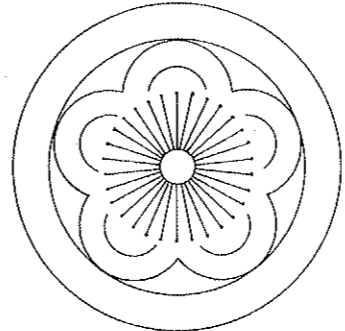
るのである。

忠長家臣となった権之佐および二人の弟は、忠長の死後、その子光仲に仕え、寛永九年、池田光政と光仲の交代転封によって因幡鳥取に移り、権之佐は正保元年一二月死去した。翌二年二月実子長門が家督を嗣ぎ、二代平右衛門となる。鳥取池田家がいつから幕府に証人を差出すか明らかでないが、寛永十年には平右衛門は証人として江戸に下向している。『家譜』は二代平右衛門の条に「此時代迄船軍一統相統仕候ニ付、組并御船手加子数人御預被成候得共、年月等委細之義相分不申候」と記している。『家譜』には記されていないが、寛永九年八月、お国替えで、池田光仲が最初因幡・伯の地に入った時、菅権之佐は、仕置衆の一人として日野郡の統治に当たっている。鳥取城および因幡・伯兩國を請取って入国すると、兩國郡政のため十人の仕置衆を置き、その下に代官二人を付して郡政を担当させたのである。水軍菅氏も二代平右衛門の代には水軍の役割を終えたというより、鳥取池田家の水軍・船手は、忠長に最初から従った水軍で、大坂冬の陣では家康から感状を得たほどの戦功のあった横河次太夫が居り、これが池田家の船奉行を勤めている。したがって二代平右衛門以降は水軍的性格は全く失われ、家柄の者として厚遇され、最初にのべたように家祿三千石（一族も含めて）も変ることなく踏藩まで続くのである。

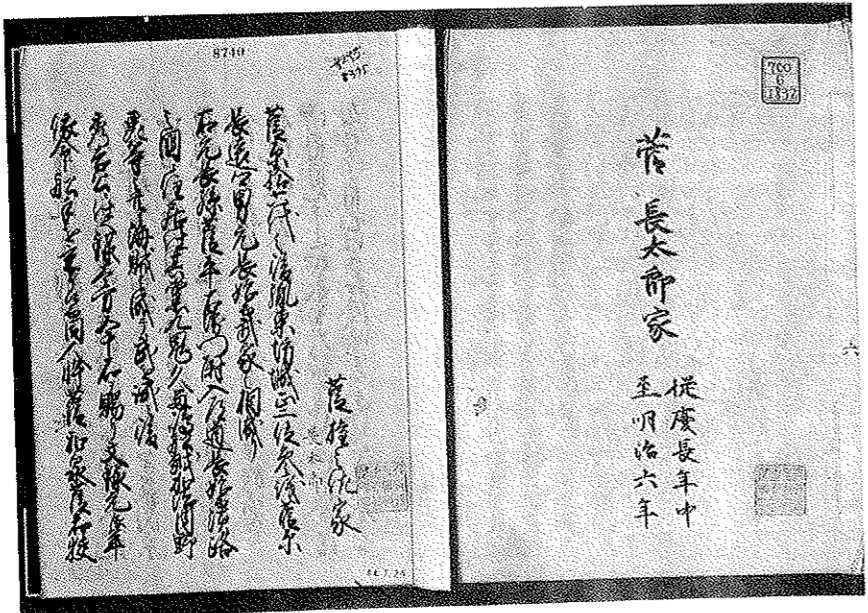
追記 鳥取藩家中に、菅氏は四家あり、その内三家は本稿でのべた、菅長太郎家とその別家である。残る一家は、菅氏弘家で米子詰の二百石の侍である。初代は菅角太夫、淡路の住人高田左衛門の侍で幼少で父を少い淡路の船越氏に寄食し、輝政に召出され、忠継に従ったという。尚、菅を「カン」と読むか「スガ」とするかは早急に断定し難いとされているが、鳥取池田家史料の藩士家譜では菅長太郎家は「証人上・譜代番頭」の帙に入っているが他の三家の菅は、「加」の部の帙に入れられている。

ところで、『家譜』の四代伊勢の項の末尾に「初代権之佐ノ四代伊勢迄の儀、享保十二年・文化九年大火之砌、書付等焼失仕候而相分り不申ケ条御座候」と書かれている。「菅家文書」の古い部分はずで江戸時代に焼失していたのであり、その災禍をまぬがれて、これだけの文書が今日に伝わったのであるが、菅平右衛門尉道長等の事蹟の不明確さは、火災による資料の焼失とともに、「菅平右衛門尉道長は徳川氏に敵対する人物としてその生涯を終った。このこ

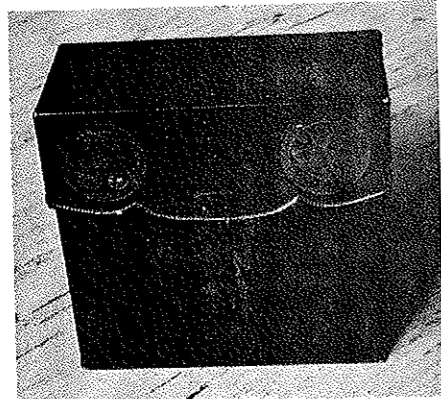
とは、菅氏の子孫が先祖のことを多く語りたがらないという傾向を生んだひとつの原因となったかもしれない」と田中氏は推察されている。たしかに、関ヶ原の役における菅氏の動向は不明確であり、むしろ反徳川のすべらあつたことがその後の菅氏に大きく影響しており、それが『家譜』の記述にもあらわれていることも考えられるのである。



菅家家紋



藩士家譜
「菅長太郎家」
(鳥取池田家史料)



御判物箱
13.5 × 27.3 × 28.4 (高さ)
cm cm cm

菅家に伝来した判物箱である。皮革製で、正面に「御判物」、蓋の部分に葵、揚羽蝶の紋が箔押しされている。また、蓋の縁には金泥でふちどりがある。施錠金具が附いているが錠前は残っていない。また両側にはさげ紐を通すように作

られている。判物箱は家中士分以上の家にはどこにもあったようである。寸法には多少のちがいはあるが、作りはほぼ同じであり、中には、皮箱の中に桐の印籠蓋の箱をおさめたものもある。

1 乾家文書の伝来

乾家文書は、旧鳥取藩士乾徳家に伝来した文書で、昭和五四年四月、鳥取市御弓町在住の乾敏彦氏が当館に寄託されたものである。乾敏彦氏は乾徳家の分家に当るといふことで、乾家文書の一部を持ち伝えておられたようである。乾家文書の大部分は散逸してその所在も明らかでない。敏彦氏所蔵の乾家文書一七通は、氏の手により整理され、池田之助・輝政・忠雄の歴代が与えた知行充行判物一五通一巻、池田忠長（忠雄）書状一軸、乾平右衛門外一七名連署誓詞一軸の三巻に表装されている。

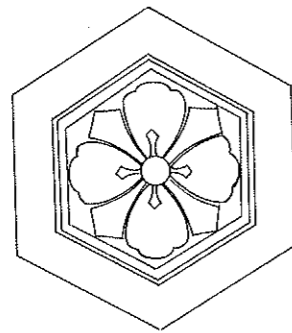
乾徳家は、鳥取藩の中では着座一〇家の中の一家である。着座家は家老に就職する家で、家臣団中最も高い格式の家である。現在、これ等着座家に関する文書は、鳥取池田家史料の中にある諸記録を除いて、わずかに和田家・鶴殿家の文書の一部についてその所在が確認されているのみであり、少量であるといえ、乾家文書が一部でも明らかになったことは、今後の研究に益するところが大いである。とくに、今回寄託された文書一七通は、天正八年から寛永七年までのもので、池田家が近世大名として成長し、その地位を確立していく中で、乾平右衛門が重臣として成長してきた過程を示す史料として興味深い史料であるといえる。



池田之助花押
(乾家文書第一号)
「元助」か「之助」か
本文36ページ下段参照

2 乾家文書目録

1 池田之助知行充行判物	乾平右衛門尉宛	(天正八年カ)十月八日	折紙
2 池田照政知行充行判物	乾平右衛門尉宛	天正十二年八月九日	折紙
3 池田照政知行充行判物	乾平右衛門尉宛	天正十三年九月廿五日	折紙
4 池田照政知行充行判物	乾平右衛門尉宛	天正十七年十一月廿日	折紙
5 池田照政知行充行判物	乾平右衛門尉宛	天正十八年十月六日	折紙
6 池田照政知行充行判物	乾平右衛門尉宛	慶長六年十一月三日	折紙
7 池田照政知行充行判物	乾平右衛門尉宛	慶長七年十月十八日	折紙
8 池田照政知行充行判物	乾平右衛門尉宛	慶長九年十月十六日	折紙
9 池田忠長知行充行判物	乾平右衛門尉宛	慶長十八年十二月廿日	折紙
10 池田忠長知行充行判物	乾平右衛門尉宛	元和元年八月廿四日	折紙
11 池田忠長知行充行判物	乾新介宛	元和元年八月廿四日	折紙
12 知行方目録	池田忠長 乾平右衛門宛	元和元年八月廿四日	堅紙
13 池田忠長知行充行判物	乾兵部太輔宛	元和五年卯月十一日	折紙
14 池田忠長知行充行判物	乾兵部太輔宛	寛永七年十一月十五日	折紙
15 池田忠雄黒印状(知行替知之事)	乾兵部太輔宛	寛永七年十一月十五日	堅紙
16 池田忠長書状	乾平右衛門宛	(元和元年)正月廿日	折紙
17 乾平右衛門外十五名連署誓詞		(元和元年)六月十日	堅紙

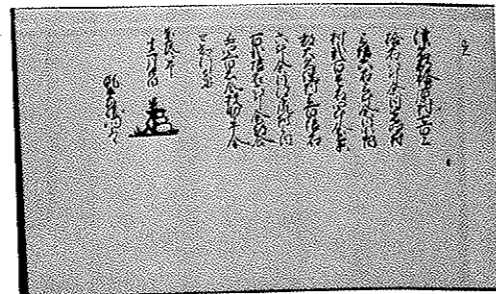


乾家家紋

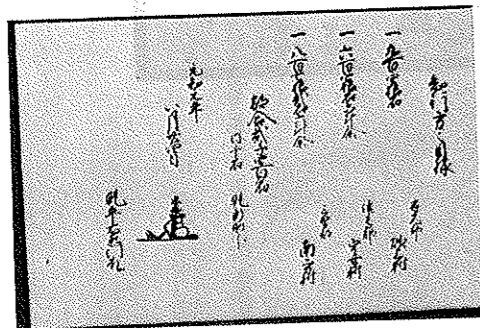
一紙つぎ



11 池田忠長知行充行判物



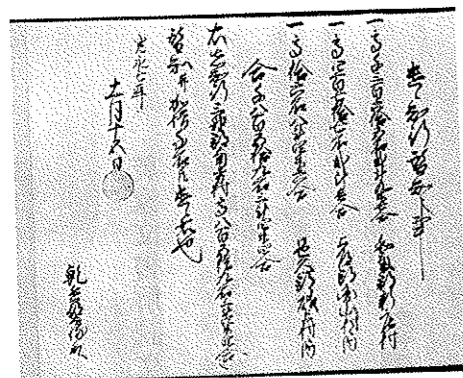
9 池田忠長知行充行判物



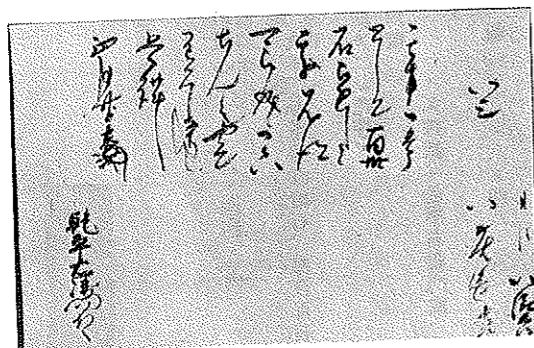
12 知行方目録



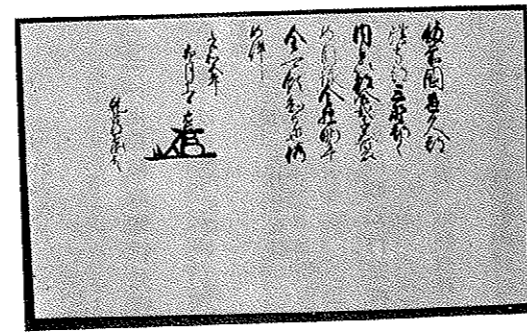
10 池田忠長知行充行判物



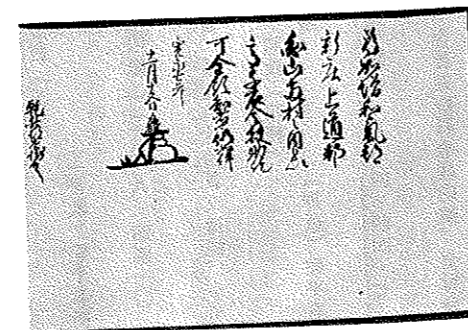
15 池田忠雄黒印状



16 池田忠長書状



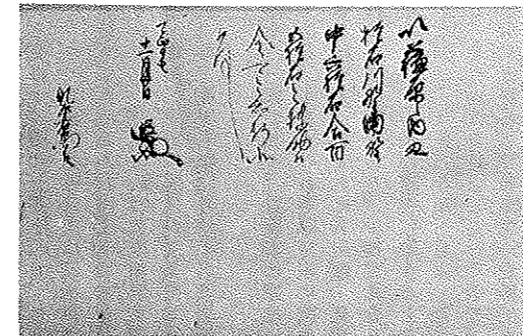
13 池田忠長知行充行判物



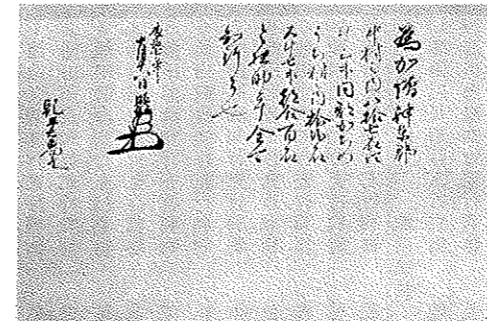
14 池田忠雄知行充行判物



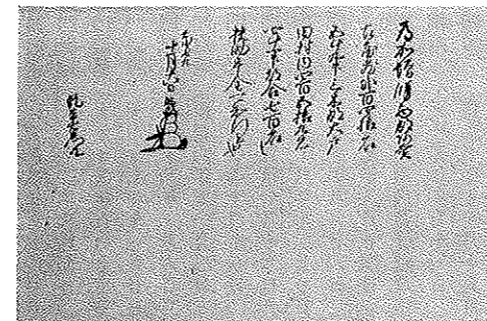
3 池田照政知行充行判物



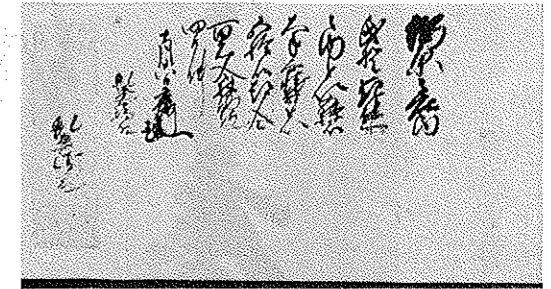
4 池田照政知行充行判物



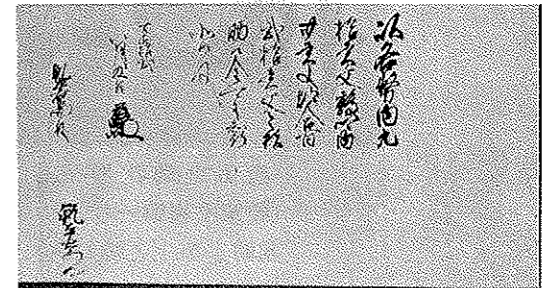
7 池田照政知行充行判物



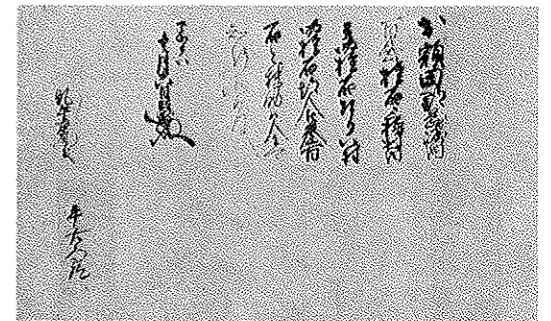
8 池田照政知行充行判物



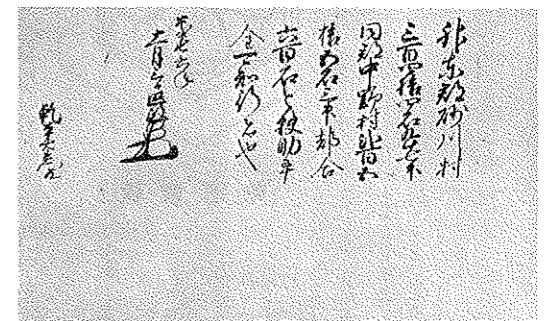
1 池田之助知行充行判物



2 池田照政知行充行判物

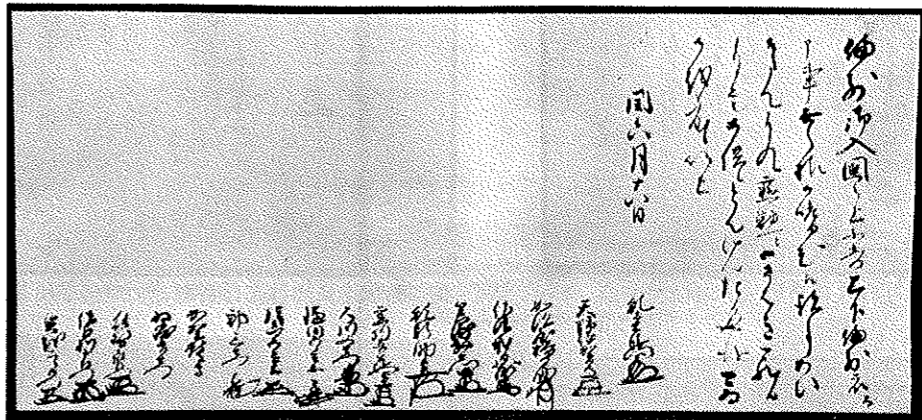


5 池田照政知行充行判物



6 池田照政知行充行判物

4 乾家文書解讀文



17 乾平右衛門外十五名連署審詞

(一) 池田之助知行充行判物(折紙)二八・九×四四・三

(箱力)
原之庄内、氏野・花熊之内を以五拾石、大手□井を以五拾石、都合百石令扶助訖、仍如件、
(天正八年九月) 十月十八日 (之助カ) (花押)

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門尉殿

(二) 池田照政知行充行判物(折紙)二八・八×四八・八

以各務内九拾貫文、鶯郷内卅貫文、都合百貳拾貫文令扶助候、全可有知行所如件、
天正拾貳月八月九日 照政(花押)

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門尉殿

(三) 池田照政知行充行判物(折紙)二八・八×四四・〇

為加増、以各務内拾貫文、鶯内拾貫文貫、貫文合貳拾貫文遺候、全可有知行所如件、
天正拾三九月廿五日 照政(花押)

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門尉殿

(四) 池田照政知行充行判物(折紙)二九・四×四四・七

以蘇原之内九拾石、川野内野中六拾石、合百五拾石令扶助候、全可令知行所如件、
天正十七十一月廿日 照政(花押)

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門尉殿

(九) 池田忠長(忠雄)知行充行判物(折紙)三五・四×五二・〇

已上

津名郡檜原村七百三拾石八斗余、同先郷村三拾六石三斗余、同小山田村貳百老石四斗余、三原郡大久保村三百拾石六斗余、同江尻村之内百貳拾石六斗余、都合千四百石余令扶助候、全可令知行者也、
慶長拾八年十二月廿日 忠長(花押)

乾平右衛門尉との

(一〇) 池田忠長知行充行判物(折紙)三七・六×五五・八

目録之表を以、千四百石令扶助訖、全可令知行者也、
元和元年八月廿四日 忠長(花押)

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門尉殿

(一一) 池田忠長知行充行判物(折紙)三七・四×五六・三

目録之表を以、千石令扶助訖、全可令知行者也、
元和元年八月廿四日 忠長(花押)

乾新介との

(一二) 知行方之目録(堅紙)三七・四×五五・八

一 九百四拾石 邑久郡磯上村
一 六百四拾石六斗余 津高郡宇甘村
一 八百七拾貳石六斗余 三野郡南方村
都合貳千四百石 内千石 乾新助分

元和元年八月廿四日 忠長(花押)

乾平右衛門尉殿

乾平右衛門尉殿

(五) 池田照政知行充行判物(折紙)二九・三×四六・五

(備力)
於額田郡岡崎内百貳拾石、三□村内□四拾、たかい村四拾石、都合參百石令扶助候、全可令知行所如件、
天正十八月十八日 照政(花押)

乾平右衛門尉殿

(押紙) 乾平右衛門尉殿

(六) 池田照政知行充行判物(折紙)二九・三×五〇・〇

神東郡砂川村三百四拾四石九斗七升、同郡中野村貳百五拾五石三升、都合六百石令扶助候、全可令知行者也、
慶長六年十一月三日 照政(花押)

乾平右衛門尉殿

(七) 池田照政知行充行判物(折紙)三五・六×五三・五

為加増、神東郡中村之内八拾七石四斗三升、同郡かちのうち村之内拾貳石五斗七升、都合百石令扶助候、全可令知行者也、
慶長七年十月十八日 照政(花押)

乾平右衛門尉殿

(八) 池田照政知行充行判物(折紙)三五・五×五〇・五

為加増、飾西郡阿賀古屋敷貳百四拾石五斗九升、三木郡大戸田村内四百五拾九石四斗一升、都合七百石令扶助候、全可令知行者也、
慶長九年十月十八日 照政(花押)

乾平右衛門尉殿

(一三) 池田忠長知行充行判物(折紙) 三七・六×五六・八

備前国邑久郡・津高郡・三野郡之内を以、都合式千五百石如目録令扶助畢、全可領知者也、仍如件、
元和五年卯月十一日 忠長(花押)

乾兵部太輔殿

(一四) 池田忠雄知行充行判物(折紙) 三七・六×五七・二

為加増、和氣郡新庄・上道郡圓山兩村之内を以、高千石令扶助訖、可全領知者也、仍如件、
寛永七年十一月十五日 忠雄(花押)

乾兵部太輔殿

(一五) 池田忠雄黒印状(堅紙) 三七・六×四六・〇

遺候知行替知之事

一高千三百六拾五石式斗九升七合

一高四百七拾石式斗壹合

一高拾六石八斗四升六合

合千八百五拾九石三斗四升四合

和氣郡新庄村

上道郡圓山村之内

邑久郡磯上村之内

右者、知行三野郡南方村高八百五拾九石三斗四升四合之替知、并加増千石共遺候者也、
寛永七年十一月十五日 (黒印)

寛永七年十一月十五日 (黒印)

乾兵部太輔殿

(一六) 池田忠雄書状(折紙) 二七・七×五三・五

い上

其方御かそうとして、百冊石被遺之候、其分御心得可被成候、御かいちんにて、

5 乾家について

乾家は、先にものべたように、鳥取藩着座一〇家の中の一家である。鳥取藩では、家老職は着座家からだけ補任されるのであり、家中最高の格式であった。着座家は、藩政上では家老職に補任され執政であるとともに、軍制上は旗頭として一隊の将となり、陣代をも勤めた。さらに、鳥取藩では着座家のうち数家に對して、その預り地に「自分手政治」という特別な支配を行なうことが許されておき、乾氏の給所八上郡船岡もこれに準ずるものであったといわれている。ところで、着座家の名称が確立するのは寛文四年以降であらうという。

『鳥取藩史』職制志)それ以前は、着座一御一座、御連座等の名称が使われている。名称の一定化は寛文以降としても、それに相当する家は御國替当初(寛永九年)に存在していた。兩荒尾・和田・乾・津田・鶴殿の六家がそれぞれある。その後、藩主の一族池田氏が二家、兩荒尾の分家がそれぞれ一家着座の列に加えられ、着座家は一〇家となり、途中一・二家の増減はあったものの、ほぼ着座一〇家の体制となる。着座一〇家のうち兩荒尾・和田・乾・津田・鶴殿の御國替以来の着座家六家を上六家といひ、その他を下四家といひた。上下の間には、鉄砲預に差があったし、上六家の中でも兩荒尾と和田の三家を御三家といひ、特別に待遇した。

『家譜』によると初代は平右衛門(長次)となっており、明治維新期の小四郎徳まで十一代続いている。家祿は寛永九年御國替の時が三千五百石、十一代徳が家督を嗣いだ慶応元年が五千石である。乾家知行高のうち一三五〇石余は八上郡船岡、下船岡兩村に集中しており、船岡は先にものべたように、乾家により「自分手政治」に準ずる支配をうけた地域であったといわれている。しかし乾家の場合、兩荒尾・和田・津田の四家ほど明確な形で自分手政治を認められた訳ではなく、その支配はかなりあいまいであったといえよう。とはいへ、明治二年八月二七日「船岡陣屋以下自分支配致し居候場所、可差上旨被仰付候事」「家譜」と弁務官より命ぜられていたから、幕末には、乾家も兩荒尾・和田・津田の四家および鶴殿家同様船岡に陣屋を設け自分手支配を行なっていたと見られる。

乾家については『鳥取藩史』(第一巻世家三)に詳述されているし、『因府

やかて御わ(大しなし)候べく候、恐々謹言、
正月廿日 (忠長か) (花押)

い平右殿参人々 忠長

(押紙)「乾平右衛門尉殿」

(一七) 乾平右衛門外十五名連署誓詞 三一・三×四三・七

備前御入國之上、不寄上下、備前衆与申事無之様御嗜尤候、諸事あいそたてられ、懇懃ニ御さはさ可然候、自是御供候とて、けんたか成儀、可為御越度候、以上、
(元和元年) 六月十八日

六月十八日

- 乾平右衛門尉(花押)
- 天野伊賀守(花押)
- 加須屋権之助(花押)
- 佐治式部少輔(花押)
- 箕浦勘右衛門(花押)
- 乾新助(花押)
- 荒川(右衛門(花押)
- 大川又右衛門(花押)
- 鎌田五郎兵衛(花押)
- 片山五兵衛(花押)
- 三左衛門(花押)
- 加賀對馬守(花押)
- 野崎(右衛門(花押)
- 能勢喜左衛門(花押)
- 佐分利十左衛門(花押)
- 越二郎左衛門(花押)

録』(『鳥取藩史』6近世資料)の中にも「御家老御着座十家之系図」がある。詳細はそれ等を参照していただくこととして、ここでは乾家歴代を略述しておく。もっとも、未刊の資料であるが、鳥取池田家史料の中の「藩士家譜」に乾家の部「乾徳家譜」は乾家に関するものも基本的史料である。

初代 平右衛門(長次) 幼名愛千代、後兵部大輔・池田信輝之助に仕え、天正一二年長久手の戦いの後、輝政に従う。慶長一五年輝政三子忠長(忠雄)の傳役となり淡路へ移る。元和二年五月死去。

二代 甲斐守(直幾) 初名新介、後兵部大輔、元和元年、別に千石を賜う。元和二年家督、部屋住料千石を合せ知行二千五百石、家老に就職。慶安元年四月九日病死。

三代 甲斐守(長義) 初名長十郎、隠居後竹之丞 慶安元年家督(三才)。寛文元年家老職見習、元禄五年九月二三日隠居。

四代 安房(知長) 初名長十郎、後對馬・丹後・駿河、元禄五年九月二三日家督、享保二年五月七日病死。

五代 甲斐(豊長) 初名新三郎、後上総、安房二男、享保二年七月二日家督。享保三年九月千石加増、都合四千五百石。享保七年二月家老職見習、寛延三年四月一日、悴左近に家老職見習を命ぜられ部屋住料千石を賜う。宝暦二年八月左近病死。宝暦三年七月、備前池田勘解由二男藤八郎を養子とし、名を對馬と改む。同四年一二月家老職見習とし、部屋住料千石を賜う。同七年八月病死。同年一月甲斐豊長死去。

六代 平右衛門(長孝) 幼名八次郎、後甲斐、甲斐豊長養子、実は備前池田隼人二男八次郎、宝暦八年三月二七日家督、十一月一六日家老職見習、天明八年七月一日隠居。但し家老職は解かず。隠居料五百石。寛政一〇年四月二九日死去。

七代 甲斐(長徳) 初名清之助、天明二年八月一日家老職見習、部屋住料千石を賜う。天明八年七月一日家督。寛政一〇年四月親平右衛門隠居料五百石と知行高に加えられる。都合五千石。寛政一二年九月隠居。文政一二年一月二六日病死。

八代 筑前(長胤) 初名清之助、後上野、寛政一二年九月二二日家督。平右衛門隠居料分五百石公取、知行高四千五百石。文化四年家老職見習。文政九年八

月一〇日死去。

九代 八次郎（長明）初名清之助、文政九年九月七日家督。天保元年正月家老職見習。天保一三年九月、先に公取された五百石を返され知行高五千石となる。嘉永元年六月七日辞職。安政元年閏七月死去。

一〇代 雅楽之助（徳備）初名保九・保亀代、八次郎二男。安政元年八月一日家督。慶応元年六月知行所船岡にて死去。

一代 徳備 初名小四郎、通称徳備、雅楽之助賀養子（実は鶴殿主水介弟小四郎、雅楽之助兄甲斐娘を養女とし小四郎と婚す）慶応元年八月三日家督・明治二年版籍奉還、同年八月船岡陣屋を返納す。大正五年一月東京にて死去。

一代徳が東京で死亡して以後の乾家については、今回の調査で十分明らかにし得なかった。これについては、乾家文書の所在調査と関係することであり今後の課題としておく。

6 乾家文書補説

今回、寄託された乾家文書は、すべて初代平右衛門および二代新助（甲斐守直幾）に關したものである。一・一六・一七号の文書以外はすべて年代も明らかであり、内容も一から一五までは知行判物および目録で特に問題となるものはない。したがって、年代推定を必要とする一・一六・一七号の文書を中心に、各文書に補説を記しておく。

（一）この文書は、池田之助の知行判物である。之助は池田信輝の嫡男であり、天正一二年長久手の戦で父信輝とともに戦死した。之助については後にもふれるが、平右衛門が之助から知行判物を給されているとすれば、平右衛門は之助に属していたといえる。

乾家の先祖太郎兵衛は、足利將軍義澄の昵近であったが、三好の乱で義澄の没落後、京都を去り摂津島下郡安威村に、子源兵衛・孫平右衛門とともに住していた。その後孫の平右衛門は由緒をもって將軍義輝に従い、さらに池田信輝に任せ、召抱えられて池田氏の家臣となった。元龜元年姉川の戦いに奮戦し、信長から褒美を与えられたという。天正六年一〇月、摂津一國を領していた荒木村重が信長に背き、石山本願寺・毛利・木村等反信長勢力の結果に信長は窮

地に追いこまれた。村重を討つべく信長は総力をあげてこれ攻め、長期の戦いになった。池田信輝は、尼ヶ崎城に立て籠った村重が頼みとしていた一族木村元清の守る花隈城を攻めた。攻囲四ヶ月、天正八年七月二日、花隈城は落城し、このため村重は尼ヶ崎城を退き、毛利を頼って海路備後の尾道にのべた。この戦功に対し信長は、信輝父子に摂津の郡部一〇万石を与えた。摂津を領した信輝は大坂城に入り、長男之助は伊丹城、次男輝政は尼ヶ崎城に入れた。『家譜』はこの花隈城攻略の戦功で平右衛門に与えられたのが、この之助の知行判物であるとしている。つまり、この判物は天正八年十月十八日ということになる。

本能寺の変の後、天正一一年五月池田氏は摂津から美濃に移り、信輝は大垣城・之助が岐阜城・輝政が池尻城に入った。之助の判物が仮に八年でないとしても、九年か一〇年ということになる。美濃に移った信輝は、翌一二年四月、長久手の戦いに参戦し、家康と戦い長男之助とともに戦死した。之助の子由之が幼少のため遺領は輝政が相続した。

ところで、池田信輝（恒興・勝入）の長男について、これまで「之助」と記しておいた。しかし、これについては、「之助」としてあるが誤りで元助が正しい（松平年一・高柳光寿著『戦国人名辞典』）といわれている。ところが、鳥取池田家史料の中にある「校正池田氏系譜」「当家系図伝」「池田氏家譜集成」「勝入信輝伝」等の諸家譜・系図類はすべて「之助」となっている。「池田家履歴略記」（久松閣文庫本）でも「之助」である。鳥取池田家に伝わった系譜はなぜ「之助」としたのであろうか、この問題は関係の原文書がほとんどないのでにわかに結論を出すわけにはいかないが、（一）号文書の名乗花押の部分はこのことに関する好史料であるといえよう。この部分の拡大写真掲げておくが（二九ページに掲載）ここでは結論を出さず、池田家に伝わった系譜の諸本により「之助」としておく。

（二・三・四・五・六・七・八）以上七通の知行判物は、池田輝政がそれぞれ段階で発給したものである。（二）の天正一二年八月は、先にものべた、信輝・之助の戦死により輝政がその遺領を相続した段階、（三）の天正一三年は、大垣から岐阜に居城を移した時であり、平右衛門は二〇貫文の加増をうけている。（五）の天正一八年は、小田原北条征伐の後、輝政は美濃から東

示すことがらであったといえよう。
（一六）この書状は、『家譜』では元和元年のものとしている。この書状について「忠長様中野甚右衛門を以、為御尋弼并御提重頂戴之、粉骨尽心仕候内、大坂御和陸ニ相成候付、御掃陣被遊、其節從忠長様御自筆之御書、為御加増百三拾石被為下之事」と説明している。
（一七）この連署誓詞は、元和元年閏六月一八日のものである。備前岡山城主池田忠継が、この年二月二三日、一七才で死去した。嗣子がなく、幕府はその遺領を播磨姫路の池田武蔵守利隆と美作津山の森右近大夫忠政に仕置を命じた。六月二八日、忠継の遺領は弟の淡路由良城主池田忠長に与えられた。この時忠長は遺領のうち実栗・赤穂・佐用の播磨三郡を弟輝澄・政綱・輝興の三人に分与されんことを願ひ許されるとともに、旧領淡路は公取され、阿波の蜂須賀全鎮に与えられた。六月二日、遺領拝領の御札の言上も終り、淡路から備前へ鎮の移住がはじまる。忠長は翌三日付で「急度申遺候、昨日二日備前国我等二被仰付旨、公方様被仰出、大慶候、将又淡路国之儀、阿波守殿御拝領候、家共荒候へぬ様尤一候、并山林竹木など不伐採様ニ堅可被申付候、若衆之儀於有之者、可為越度候、謹言」と由良侍中に当て淡路引渡しの心得を指示している。
（一八）藩士家譜（佐治幾衛家）

三河の四郎（宝殿・八名・渥美・設楽）一五万石を得て吉田城に移った時である。（一六）の慶長六年は、関ヶ原の戦功で播磨五二万石の大大名として姫路城へ入った段階である。三河時代には三百石であった平右衛門の知行が、播磨入国時には六百石となり、慶長七年・九年と二度の加増で知行は一挙に千四百石に急増している。このような加増の原因は『家譜』によっても明らかでないが、慶長八年正月輝政の二男忠継が備前二八万石を拝領し、実質的には輝政の所領が大きく拡大した後であった。さらに慶長一五年二月には二男忠長（後忠雄）が淡路六万三千石を拝領するにおよんで輝政の所領は一層拡大するが、この時平右衛門は「忠長様淡路を御拝領被遊候付、平右衛門儀御傳役被仰付、姫路江御供仕能越、以懇命諸事取扱被仰付候」（『家譜』）とあるように、忠長付として淡路に派遣され、淡路の仕置に当たったものであろう。
（一九・二〇・二一・二二・二三・二四）の六通は忠長（忠雄）の発給した判物である。慶長一八年正月輝政が姫路城に死去した。遺領は大きく三分割され長男利隆が播磨を、忠継が備前と播磨の一部、忠長が淡路と相続して、三家の大名家として独立した。淡路六万石余の領主となった忠長がはじめて発給した知行判物が（一九）であり、平右衛門は忠長家臣として淡路に移った中では、最右翼になったと思われる。翌一十九年の大坂の陣では、幼少の忠長にかわって陣代を勤めている。元和元年二月、兄忠継が岡山城で病死し、その遺領をおび家臣を淡路に居た忠長が相続し、岡山に移った。（二〇・二一・二二）の三通は岡山に入った段階で発給されたものである。この時のことを『家譜』は「備前江罷越候處、数年致勤勞候付、此度御家老職被仰付、御知行千四百石、尤与力足輕等惣休御家老職並之通御渡被仰付、其上粹新助御知行千石ニ而別ニ被召出」をのべている。

（二三・二四・二五）の三通は、兵部大輔つまり平右衛門の粹新助（後甲斐守直幾）に宛たものである。元和五年には新助は父子の知行を合せて二千四百石さらに寛永七年には千石余加増されて三千五百石となり、西荒尾・和田・津田・鶴殿等と並んで家老職たるにふさわしい知行高を得るに至っている。寛永九年六月一八日・七月二日、幼主光仲の就封に当って幕府は荒尾内匠介成利・同志摩高就とともに乾兵部大輔直幾を江戸城に呼び出し両国の仕置について五ヶ条の心得を將軍自から申し渡しているが、このことは家老としての乾の地位を

六月一八日は、忠長家臣団が淡路から備前岡山へ移った直後である。しかし、岡山には、前藩主忠継の家臣団がそのまま残っている。つまり備前衆なのである。忠長が岡山城に入ってこれら備前衆もそのままの家臣として召抱えることになるのである。忠長には淡路からの家臣団があり、（淡路衆ともいってよいであろう）二つの家臣団が一つになるのである。輝政以来の池田家の家臣が多く、元來は一家中であつたとしても、慶長一八年以来の短期間とはいえず、一応主君を異にした二つの家臣団が一つになったのである。一つの家中として無用な対立抗争を避けるため、備前衆・淡路衆という区別をなくし、最初から忠長に従っていたといつて（御供候とて）、権高になることを淡路衆が互いに戒しめ誓詞連判をしたのである。

乾平右衛門尉外一五名のうち加賀對馬守と野崎吉右衛門の二名のみ花押が印されていない。その場に何かの理由で居合せなかったであろうか。とにかく連名の一六人は、『家譜』で確認する限り、姓の読みがつかない□三左衛門と

□越二郎左衛門は別として、大川又右衛門・佐分利十左衛門を除く一二名はいずれも淡路衆である。ところで、これら一六人は淡路の家臣団でどのような地位であったであろうか、乾についてはこれまでのべてきたが、天野は千石で家老役であったという。佐治は八百石で諸士頭、加須屋は七百石、箕浦は八百石で大坂の役では家康の感状を得ている。加賀(香河)は七百石で岩屋城の城代である。荒川が六百石、能勢・野崎・片山が五百石、鎌田が五百石から六百石とほゞ上級家臣団であることがわかる。しかし、同じ淡路衆であっても水軍で活躍し、大坂の役では箕浦勘右衛門とともに家康の感状を受けた横川次大夫(三百石)や三五〇石の岡嶋五郎右衛門等は加わっていない。知行高が前者にくらべて少ないからであろうか。とにかく、一六名のグループの性格はまだ明らかにし得ない。

ついでながら、鳥取藩の上級家臣のうち淡路衆の占める割合は、着座一〇家のうち乾家一家、証人上四家、大寄合五家のうちにはなし、譜代番頭七家のうちには天野・加賀・箕浦の三家、番頭一家のうちに堀庭家一家、代々鉄三家のうち横川家一家という割合であったことと附記しておく。

あとがき

。本報告書では「菅家文書」・「乾家文書」について報告した。両文書ともほぼ同年代のものであり、証人上・着座家という鳥取藩上級家臣の家に伝えられたものであり、一緒にとりあげることによって相互の理解を助け、鳥取池田家成立過程の研究の手がかりになることを期待している。

。「菅家文書」の解説については、(一)・(二)・(三)・(四)・(五)・(六)・(七)・(八)・(九)・(一〇)については、本文中にもべたが田中健夫氏の論文、および『兵庫の歴史』16を参考にし、(一六)・(一七)・(一八)と(二二)から(二八)までの一〇通については朝尾直弘氏の指導によった。また「乾家文書」(一七)についても同氏の助言をうけた。

。「乾家文書」のうち知行充判物は、『家譜』の中にも採録されているが、これを参照しても、地名の読み方で確定できないものが数ヶ所あった。県外の地名で調査が不十分である。お気付の点を御教示願えれば幸である。

。「菅家文書」の写真版は紙面の関係で省略したのもある。

。両文書とも、目録の配列は年代順とした。年号不明のものは月日順とした。

。写真版の番号は、目録の番号であり、補説の番号も同様である。

。文書の形状と寸法を記しておいた。寸法は本紙のタテ×ヨコの長さをセンチメートルで表わした。

。乾家文書は表装されているため寸法は正確には測定できない。菅家の(一)・(二)についても同様である。

。両家の文書の調査・整理には、学芸員福井淳人、主任山根文子が当たった。本報告書の作成は主として福井学芸員が担当した。

昭和五十四年度

資料調査報告書 第七集

「菅家文書」・「乾家文書」

昭和五十五年三月三十日発行

鳥取県立博物館

〒680 鳥取市東町二丁目二二四

電話 二六一八〇四五